ひと、くらし、みらいのために

監督署からのお知らせ（2024年2月）

石巻労働基準監督署
令和６年２月 19 日

〈 寒暖の差に気をつけて健康管理に努めましょう。 〉

《 石巻署管内の労働災害発生状況 》

＜令和５年 労働災害発生状況(令和６年１月末時点)＞

業種＼項目	令和４年1月～12月 死傷	うち死亡	令和５年1月～12月 死傷	うち死亡	4年と5年との比較 死傷（増減率）	うち死亡
全産業	342	2	344	7	2 (0.6%)	5
製造業	108	1	88	2	-20 (-18.5%)	1
食料品製造業	56	0	59	0	3 (5.4%)	0
水産食料品製造業	43	0	51	0	8 (18.6%)	0
建設業	39	0	50	3	11 (28.2%)	3
土木工事業	23	0	13	0	-10 (-43.5%)	0
建築工事業	10	0	27	1	17 (170.0%)	1
その他の建設業	6	0	10	2	4 (66.7%)	2
陸上貨物運送事業	34	0	35	0	1 (2.9%)	0
商業	45	0	44	1	-1 (-2.2%)	1
小売業	37	0	36	0	-1 (-2.7%)	0
保健衛生業	38	0	47	0	9 (23.7%)	0
社会福祉施設	30	0	37	0	7 (23.3%)	0
上記以外の業種	78	1	80	1	2 (2.6%)	0

＜令和６年 労働災害発生状況(令和６年１月末時点)＞

業種＼項目	令和５年1月 死傷	うち死亡	令和６年1月 死傷	うち死亡	5年と6年との比較 死傷（増減率）	うち死亡
全産業	8	2	14	0	6 (75.0%)	-2
製造業	1	0	7	0	6 (600.0%)	0
食料品製造業	0	0	4	0	4 —	0
水産食料品製造業	0	0	4	0	4 —	0
建設業	1	1	1	0	0 (0.0%)	-1
土木工事業	0	0	0	0	0 —	0
建築工事業	0	0	0	0	0 —	0
その他の建設業	1	1	1	0	0 (0.0%)	-1
陸上貨物運送事業	3	0	1	0	-2 (-66.7%)	0
商業	1	1	2	0	1 (100.0%)	-1
小売業	1	0	1	0	0 (0.0%)	0
保健衛生業	0	0	2	0	2 —	0
社会福祉施設	0	0	2	0	2 —	0
上記以外の業種	2	0	1	0	-1 (-50.0%)	0

新セーフワーク
向上宣言受付中

宮城労働局
災害統計

《 令和５ 年度　ゼロ災＆健康トライアル 100　結果発表！ 》

令和５年１０月２４日（火）から令和６年１月３１日（水）までの１００日間で実施されたゼロ災＆健康トライアル 100 は 52 事業場（建設現場を含む）から参加をいただき、36 の事業場がゼロ災害を達成されました。ここに、公表に同意いただいた事業場の名称を掲載します。

取組の内容（複数登録）は、『ゼロ災』においては、リスクアセスメント等その他（27 件）、転倒災害防止の取組（25 件）、安全衛生教育の実施（23 件）、エイジフレンドリーな職場環境づくりの実施（９件）、『健康』においては、運動（22 件）、食事（20 件）、各事業場で実施する健康づくりの取組（19 件）、たばこ（17 件）、情報提供・配布（10 件）、健康チェック（３件）、環境整備（３件）でした。

（株）タクマテクノス気仙沼営業所、（株）ワークス[南境交差点改良工事]、（株）共和車輌、（株）橋本道路[大曲枝線管渠工事]、（株）橋本道路[道の駅整備事業]、（株）山内組[小滝の１急傾斜地崩壊対策工事]、（株）山内組[大森沢第２号堰堤改築工事]、（株）山内組[町北橋橋梁災害復旧工事]、（株）山内組[馬鞍川河川改修工事]、（株）村上工業[馬籠川河川災害復旧工事（その２）]、（株）南光物流サポート本社営業所、（株）八葉水産、（株）木村土建、（株）木村土建[五味倉橋外１橋梁補修工事]、（株）木村土建[道の駅作業所]、（株）木村土建エコランドキムラ、（株）榮興業[古川外堆積土砂撤去工事]、（有）マル工運送、（有）電工センター、ヤマヨシ髙橋組（株）、奥洲物産運輸（株）、雁部建設（株）[大瓜作業所]、気仙沼マツダ販売（株）、広伸建設（株）、児島産業（株）、鹿島建設（株）東北支店[女川原子力発電所建設工事事務所]、鹿島建設（株）東北支店[女川原子力発電所土木工事事務所]、大幸工業（株）、東北電力（株）女川原子力発電所、日本製紙石巻テクノ（株）[山鳥・御番所配水場（機械・電気設備）設置工事]、美和電気工業（株）石巻営業所、陽光建設（株）[崎山急傾斜作業所]…以上、順不同（工事名称等の詳細は石巻労働基準監督署の HP に掲載します）

《 時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務～4 月以降の取り扱い① 》

以下の事業・業務に上限規制が適用されることとなりますが、複雑な例外がありますのでご留意ください。

事業・業務	猶予期間終了後の取扱い（2024 年 4 月以降）
工作物の建設の事業	災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月 100 時間未満、2～6ヶ月平均 80 時間以内とする規制は適用されません。
自動車運転の業務	特別条項付き 36 協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年 960 時間となります。時間外労働と休日労働の合計について、月 100 時間未満、2～6 ヶ月平均 80 時間以内とする規制が適用されません。時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。
医業に従事する医師	特別条項付き 36 協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大 1860 時間（※）となります。 時間外労働と休日労働の合計について、月 100 時間未満、2～6 ヶ月平均 80 時間以内とする規制が適用されません。 時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。 医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。 ※特別条項付き 36 協定を締結する場合、特別延長時間の上限（36 協定上定めることができる時間の上限）については、 A水準、連携B水準では、年 960 時間（休日労働含む） B水準、C水準では、年 1,860 時間（休日労働含む） となります。なお、医業に従事する医師については、特別延長時間の範囲内であっても、個人に対する時間外・休日労働時間の上限として副業・兼業先の労働時間も通算して、時間外・休日労働を、A水準では、年 960 時間/月 100 時間未満（例外的につき 100 時間未満の上限が適用されない場合がある） B・連携B水準・C水準では、年 1,860 時間/月 100 時間未満（例外的に月 100 時間未満の上限が適用されない場合がある）とする必要があります。

《 時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務～4 月以降の取り扱い② 》

令和６年４月１日以降を起算日とする 36 協定は、新様式による届け出が必要となります（様式等は以下のリンクを参照してください～PC の方は当署 HP の本号をご覧ください）。

様式名		ダウンロード	
時間外労働・休日労働に関する協定届 【適用猶予されていない業態の様式】 参考に掲載します。	様式第９号 (一般条項)	リンク	
	様式第９号の２ (特別条項)	リンク	
	様式第９号の３ (新技術・新商品等の研究開発業務)	リンク	
以下は、令和６年３月 31 日まで適用猶予されていた事業・業務			
時間外労働・休日労働に関する協定届 【建設事業（災害時における復旧及び復興の事業）を含む場合】	様式第９号の３の２ (一般条項)	リンク	
	様式第９号の３の３ (特別条項)	リンク	
	[記載例] 冊子 p5～p8	リンク	
時間外労働・休日労働に関する協定届 【自動車運転の業務を含む場合】	様式第９号の３の４ (一般条項)	リンク	
	様式第９号の３の５ (特別条項)	リンク	
時間外労働・休日労働に関する協定届 【医業に従事する医師を含む場合】	様式第９号の４ (一般条項)	リンク	
	様式第９号の５ (特別条項)	リンク	
	[記載例]	リンク	

発行：石巻労働基準監督署　〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の２階です。）

● お問合せ先　労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366
労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483
労災補償、労働保険の加入・保険料は、0225-85-3484

● 気仙沼臨時窓口を設けており、こちらもご利用いただけます（9：00～16：00）。
（気仙沼市古町 3-3-8　気仙沼駅前プラザ２階（ハローワーク気仙沼と同じ建物）　電話：0226-25-6921）

宮城労働局 石巻署ページ　宮城労働局 メールマガジン